



市職員を募集します



総務課人事係 ☎(25) 1113

受験資格および職種・採用人員

- ①地方公務員法第16条(欠格条項)に該当せず、採用時に鳥羽市に住所を有するかた。
- ②日本国籍を有しないかた(外国籍のかた)は、永住者または特別永住者の在留資格を有すること。
なお、外国籍のかたは、採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。
- ③下表の職種ごとに定める受験資格に該当するかた。

職 種	採用予定人数	受 験 資 格
一 般 事 務 職	7人程度	昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかた(平成 30 年 3 月卒業見込みのかたを含む)
保 育 士	6人程度	昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれ、保育士および幼稚園教諭資格の両方を有するかた、または、平成 30 年 3 月までに資格取得見込みのかた
社 会 福 祉 士	1人程度	昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれ、社会福祉士資格を有するかた、または、平成 30 年 3 月までに資格取得見込みのかた
技術職(土木)	1人程度	昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有し、専門科目を履修したかた(平成 30 年 3 月卒業見込みのかたを含む)。または、これに相当する学力を有し民間企業において、3 年以上の土木施工関係の実務経験を有し、2 級土木施工管理技士以上の資格を有するかた
技術職(建築)	1人程度	昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有し、専門科目を履修したかた(平成 30 年 3 月卒業見込みのかたを含む)。または、これに相当する学力を有し民間企業において、3 年以上の建築関係の実務経験を有し、2 級建築士免許資格以上の資格を有するかた
船 員(航 海)	1人程度	昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかたで、船舶職員および小型船舶操縦者法に定める 6 級海技士(航海)以上の免状を有するかた
船員(運航管理者)	1人程度	昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 47 年 4 月 1 日までに生まれ、船舶職員および小型船舶操縦者法に定める 6 級海技士(航海)または、5 級海技士(機関)以上の免状を有するかたで、総トン数 50 トン以上の船舶の航海実務経験(船長 3 年、甲板部職員 5 年以上、機関部職員 7 年以上)もしくは、船舶の運航管理に関し 3 年以上の実務経験を有するかた
消 防 職	1人程度	日本国籍を有するかたで、平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかた(平成 30 年 3 月卒業見込みのかたを含む)

受験申込書の請求

募集要項は、8月1日(火)から総務課人事係で交付します。
※午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)
郵送希望者は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封して請求してください。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

受験申し込みに必要な書類など

履歴書(総務課が交付したものに限り)、写真、各資格免状の写しなどの添付書類が必要となります。くわしくは、実施要項をご覧ください。

受付期間と場所

受付期間 8月1日(火)～22日(火)の午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)
郵送の場合は、8月15日(火)の消印まで有効とします。
受付期間終了後の申し込みは、いかなる理由があっても受け付けません。

受付場所 総務課人事係(〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1-1)

合格者の決定

第一次、第二次、第三次試験の結果に基づいて合格者を決定し、11月中旬までに本人宛に通知します。

試験の日時および場所

第一次試験 と き 9月17日(日) 午前9時～
ところ 鳥羽市民文化会館(鳥羽市鳥羽三丁目8-3)

第二次試験 10月21日(土)を予定していますが、日時・場所については、第一次試験合格者のみに通知します。

第三次試験 11月11日(土)を予定していますが、日時・場所については、第二次試験合格者のみに通知します。

※第二次試験合格者は、医療機関で健康診断を受け、指定する期日までに健康診断書を提出していただきます。

試験科目

第一次試験
教養試験(船員(運航管理者)除く。学歴相当程度)、専門試験(保育士、社会福祉士、技術(土木・建築))、作文、事務適性検査(消防職は消防適性検査)、職場適応性検査(消防職除く)、体力測定(消防職のみ)

第二次・第三次試験 面接など